

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)(以下「PFI 法」という。)第 6 条の規定に準じて、熊本市新西部環境工場整備及び運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定に準じて、特定事業選定の客観的評価の結果を公表します。

平成 23 年 6 月 6 日

熊本市長 幸山 政史

## 熊本市新西部環境工場整備及び運営事業 特定事業の選定について

### 1. 事業内容

#### (1) 事業名

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業(以下「本事業」という。)

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
事業予定地	熊本市小島二丁目及び熊本市城山薬師二丁目の各一部
施設概要	処理対象物を受け入れ、燃焼処理を行い、処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を最大限に図る施設
年間計画処理量	75,000t/年
施設規模	280t/日(140t/日×2 炉)
処理方式	焼却方式は、連続燃焼式ストーカ炉とする。
供用開始	平成 27 年度(予定)

#### (3) 公共施設等の管理者

熊本市長 幸山 政史

#### (4) 事業予定地

熊本市小島二丁目及び熊本市城山薬師二丁目の各一部

#### (5) 事業目的

市では、現西部環境工場の老朽化に伴い、新たに可燃性の一般廃棄物(ごみ)を安全、安定的、経済的かつ衛生的に処理する一般廃棄物処理施設の建設を計画しています。一般廃棄物処理施設の運営コストは経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されています。したがって本事業を公設民営方式(DBO 方式(Design: 設計、Build: 施工、Operate: 運営))。以下単に「DBO 方式」という。)により整備し、同施設の完成後約 20 年間にわたって運営することで、一般廃棄物処理施設の有効かつ効率的な更新と長期間にわたる良好な運営・維持管理を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とします。

## (6) 事業概要

本事業における施設の整備・運営はDBO方式により実施するものとし、市は、本施設の設計・施工及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本施設を所有します。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は単独又は特定共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行います。

さらに、民間事業者は、本施設の運営・維持管理のために特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を設立し、20年1ヶ月間の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運営業務」という。）を行います。

## 2. 市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

実施方針に基づき、市の財政負担に係る定量的評価及び民間事業者へ移転されるリスク並びに公共サービスの水準に係る定性的評価を行い、VFM（Value For Money）の検討による総合的な評価を行うこととしました。

### (1) 定量的評価

定量的評価では、公設公営方式と、DBO方式で実施する場合のコストの比較を行いました。比較に当たり、提供されるサービス水準は同一としました。

#### ① 前提条件

比較における主な前提条件は、以下のとおり設定しました。

費目		公設公営方式	DBO方式
事業期間		(ア)本施設の設計・施工期間：平成24年4月～平成28年2月（3年11ヶ月） (イ)現工場（本施設干渉部分）の解体工事及び関連外構工事完了：平成28年9月 (ウ)本施設の運営期間：平成28年3月～平成48年3月（20年1ヶ月）	
施設規模		280t/日（140t/日×2炉）	
計画処理量		75,000t/年	
施設整備費		先行事例（公設公営）の実績データをもとに、本事業条件を勘案し、算定。	DBO方式の参考見積データをもとに、各社の平均的数値を算出し、先行事例データ（DBO方式の事例）、公設公営における実績データ等を参考に必要な補正を行い、算定。
運営費	人件費	現西部環境工場における実績データをもとに、本事業条件を勘案し、算定。	
	維持補修費		
	用役費		
	その他		
資金調達	資本金	—	出資額に対し、一定の利益（E-IRR（※1））を見込む。
	交付金	交付金対象となる建設費の1/2（一部は1/3） （交付金対象建設費：交付金対象外建設費＝80%：20%）	
	地方債	交付対象建設費の90%、交付対象外建設費の75% （起債金利：2.0% 償還期間15年間、一定期間据置）	
税金		—	法人税等 約40.5%
割引率(※2)		3%	

※1 E-IRR：自らが出資する金額に対し、民間事業者が求める収益の比率を示すもの。

※2 割引率：支出または歳入する時点が異なる金額について、これらを比較するために現在価値に換算する際に用いるもの。例えば、割引率を3%と設定すると「来年100円」の現在価値は約97円となる。

## ② 評価結果

以上の前提条件により、公設公営方式とDBO方式で実施する場合の事業期間を通じてのコストを比較したところ、DBO方式では9.4%（現在価値換算後）の財政負担を削減することができます。DBO方式では、地方債による資金調達を行いながら、民間ノウハウの導入による施設整備費及び運営費の削減効果を見込むことができ、民間事業者における利益の確保と公共における財政負担の削減を同時に実現することが可能となります。

## (2) 定性的評価

本事業では、事業方式をDBO方式とすることにより、主に、以下のような効果を期待することができます。

### ① 設計・施工業務及び運營業務を一体的に性能発注することによる事業の効率化

設計・施工業務及び運營業務を一体化することにより、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備を期待できます。また、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用することで、事業の効率化が図られ、サービス水準向上が期待されます。

### ② 運営を長期包括委託し、モニタリングを行うことによる質と効率の両立

従来の単年度契約での個別発注等による運営を、長期かつ包括的な委託による運営とすることにより、運営事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務に取り組むことが可能となります。

また、DBO方式においては、運営事業者独自のモニタリングの考え方、リスク管理体制に基づき、事業の適正な運営状況を自ら確認するセルフモニタリングへの取り組みが行われます。包括的に業務を委託した上で適切なモニタリングを行うことで、事業の質と効率がより安定的に保たれることが期待されます。

### ③ リスク分担の適正化によるリスク管理の強化

事業に係るリスクを市と民間事業者の間で適切に分担することにより、豊富な実績に基づく民間事業者のリスク管理能力を活かすことが可能となり、事業の安定性を向上させることができます。

将来の市場環境の変化や環境施策の変更など、本事業において想定されるリスクについては、市と民間事業者が適切にリスクを分担し、契約条件に反映することで、本事業におけるリスク管理を強化することができます。

### (3) DBO方式における留意点

一方で、事業方式をDBO方式とする場合、主に、以下のような点に留意し、事業を実施する必要があります。

#### ① 適切なモニタリングの必要性

市は、民間事業者からの提案事項や、契約書、要求水準書において定める性能要件が遵守されるよう、民間事業者による業務の履行状況をモニタリングする必要があります。

上記については、建設段階及び運営段階におけるモニタリング体制やモニタリング方法について、事業者から提案を求めるとともに、契約書では性能未達時の対応等について規定します。

#### ② 運営事業者の経営悪化に対応する仕組み

DBO方式では、株主企業が運営事業者の業務履行補助者として一部の業務を担う場合が多くなっています。そのため、運営事業者の株主企業の倒産や、実質的な経営破綻時には、運営事業者が契約に定められた業務を履行できず、一時的に、若しくは長期にわたって本事業の運営が停止するリスクがあります。

上記については、一定以上の実績を有する事業者の参加を求めるとともに、提案審査時に、主要株主企業の財務の安定性や運営事業者に対する支援方策、事業計画の妥当性を確認します。また、契約書において、運営事業者の債務不履行による契約解除時の違約金や、市が選任する第三者への運営業務の引継ぎに関する協力義務を明記することにより、万一の場合においても、事業の安定性、継続性が担保される仕組みを取り入れます。

### (4) VFM (Value For Money) の検討による総合評価

本事業は、DBO方式で実施することにより、全事業期間を通じた公共財政負担の縮減、事業リスクの適切な分担及び民間事業者の運営ノウハウによるサービスの質の向上等を期待することができ、VFM があるといえます。

以上から、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第6条の規定に準じ、特定事業として選定します。